

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中38の項を削り、37の項を38の項とし、36の項の次に次のように加える。

37	市長	熊本城本丸御殿障壁画調査委員会	熊本城本丸御殿障壁画の資料等について調査する。
----	----	-----------------	-------------------------

別表に次のように加える。

70	教育委員会	熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）の保存管理計画を策定するため、必要な事項を審議する。
----	-------	---------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、  
熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会を設置する等のため、所要の改正を行う  
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。